

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成19年4月13日まで縦覧に供する。

平成19年2月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成19年2月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

NPO法人香川サービス

太田 享佑

高松市屋島西町860番地10

3 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や病気の人に対して、買い物又所用の代行に関する事業又情報社会の中、精神的ストレスの蓄積者に対してその軽減と解消に努める事業を行い、社会福祉の向上と健康の増進に寄与することを目的とする。